

「パートナーシップ構築宣言」

ジャトコ株式会社は、サプライチェーンのお取引先様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接のお取引先様を通じてその先のお取引先様に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、お取引先様との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、お取引先様のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

また当社は自ら設定したガイドラインに従い、「カーボンニュートラル」「環境負荷物質の低減」「サーキュラーエコノミー」など、様々な課題に取り組み、お取引先様とともに継続的な発展を目指します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、お取引先様とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。併せて、すべてのお取引先様との取引において、優位的な地位を利用したお取引様の不利益につながる行為・言動を排除するよう徹底します。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、『労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針』に掲げられた行動を適切にとり、すべてのお取引様に対し年に1回以上価格改定の要望があるかどうかを調査し協議を行います。

その際、お取引先様の適正な利益を見込み、各社の労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合にも、お取引先様の見積りを吟味したうえで、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

『型取引の適正化推進協議会報告書』に掲げられている『型取引の基本的な考え方・基本原則について』に基づき、型の取扱いに関する覚書を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進します。お取引先様に対して、量産終了後の型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。「中小受託取引適正化法」対象のお取引先様への支払いは全額現金支払いします。また、手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、支払サイトを60日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

契約上知り得たお取引先様の知的財産権やノウハウに関して、お取引先様に損失を与えることの無いよう、十分に配慮します。また、優位的な立場を利用した片務的な秘密保持契約の締結やノウハウの開示、知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

働き方改革が及ぼすお取引先様への影響に配慮しつつ、取組みを阻害し不利益となるような取引や要請は行わないように努めます。やむを得ず短納期又は追加の発注、急な仕様変更などを行う場合には、増加コストを負担するように努めます。災害時等においては、お取引先様に一方的な負担を押し付けず、事業再開時の取引継続への支援を行います。

3. その他

「中小受託取引適正化法」の改正内容を社内並びに国内関係会社浸透させ、お取引先様と対等なコミュニケーションの基に、サプライチェーン全体の適正取引を推進します。

2025年10月1日

ジャトコ株式会社 代表取締役社長 佐藤 朋由